

木曽地域の 森林経営管理制度について

※状況により、内容が変更になる場合がありますのでご注意ください。

木曽広域連合

令和6年3月22日現在

森林整備推進室

はじめに

平成31年4月1日、「森林経営管理法」が施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。森林経営管理制度は、森林経営の効率化と適切な森林管理を促進するための制度です。

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業事業者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は「森林の公益的機能の発揮」の観点から市町村が公的に管理していきます。

木曽地域では、森林経営管理制度を効率的に推進するため、広域連合に森林整備推進室を設置し、各町村と連携を図りながらこの業務に取り組んでいます。

森林経営管理制度の目的

現状

- ・ 森林の所有形態が小規模分散的
- ・ 長期にわたる林業の低迷や森林所有者の世代交代等による森林への関心の薄れ
- ・ 間伐等の森林管理が適切に行われない、伐採した後に植林がされない



課題

- ・ 災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進に支障が生じている
- ・ 所有者不明や境界不明確等により、森林の管理には非常に多くの労力が必要

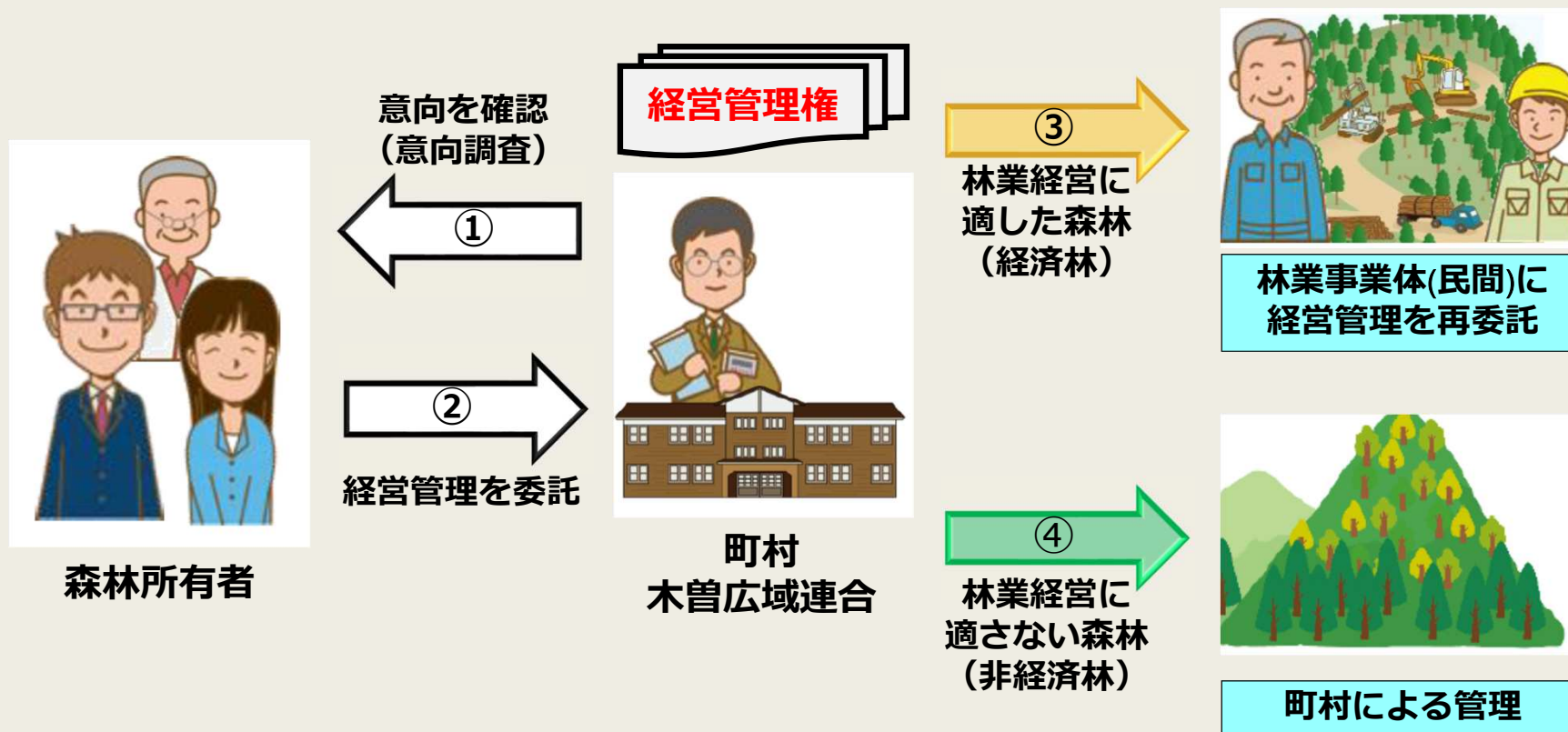


～適切な経営管理の実施が困難な森林の経営管理を町村に委託～

森林経営管理制度の開始（平成31年4月1日）

林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立

森林経営管理制度の仕組み



■ 意向調査の流れ



町村
木曾広域連合

説明会開催

意向調査への
協力依頼

回答結果確認

対応を検討

森林所有者

内容確認
意向調査回答



■ 意向調査の結果を踏まえた対応

経営管理を委ねた場合

周辺の森林所有者からの回答を集計し、集積化（団地化）できるか検討を行い、町村及び木曽広域連合が「**経営管理権集積計画**」の作成を進め、内容について森林所有者との合意形成を図ります。

経営管理を委ねたが集積化（団地化）が困難な場合

周辺の森林所有者からの回答が得られない、又は得られても経営を委ねる森林所有者が周辺に少ない等の場合、直ちに団地化による面的整備に繋がらないため、今後計画作成に向けて検討します。

森林所有者が自ら森林の経営管理を行う場合

森林所有者自らが経営管理を行ったり、自ら林業事業体等の委託先を探し経営管理をする場合、今後の施業予定を確認させていただくとともに、町村森林整備計画等に沿った経営管理が行えるよう、指導・助言を行います。

■ 経営管理権集積計画とは

意向調査の結果、森林所有者が森林経営を町村等に委ねる意向があり、集積化（団地化）できると判断される場合は、「経営管理権集積計画」を作成します。

経営管理権集積計画は、森林所有者と合意形成を図りながら作成し、計画期間内はこの計画に基づき町村が経営管理（森林整備等）を実施します。

経営管理権集積計画で定める内容

経営管理権集積計画では、次の事項について定めることとします。

- 1 森林の所在、地番、地目、面積
- 2 森林所有者指名又は名称、住所
- 3 計画期間
- 4 経営管理の内容（森林整備の内容（間伐、主伐、作業路開設 等））
- 5 木材販売収益の清算方法
- 6 対象森林について、権利の設定及び移転等を行う場合に町村に対し通知をしなければならない旨の条件
- 7 期間満了時及び委託解除の際の清算方法
- 8 その他必要な事項

■ 経営管理権集積計画作成の流れ



**町村
木曾広域連合**

案の作成

- ・ 計画期間
- ・ 経営管理の内容
- ・ 木材販売収益の清算方法

森林所有者



経営管理に対する意向

- ・ 間伐をしてほしい...
- ・ 主伐をしてほしい...
- ・ 作業路を開設してほしい...

計画内容の説明

集積計画の同意

同意取得

- ・ 所有権以外の権利者

情報提供

- ・ 所有森林に所有権以外の権利が設定されているか
(地上権・質権・賃借権等)

公告/縦覧

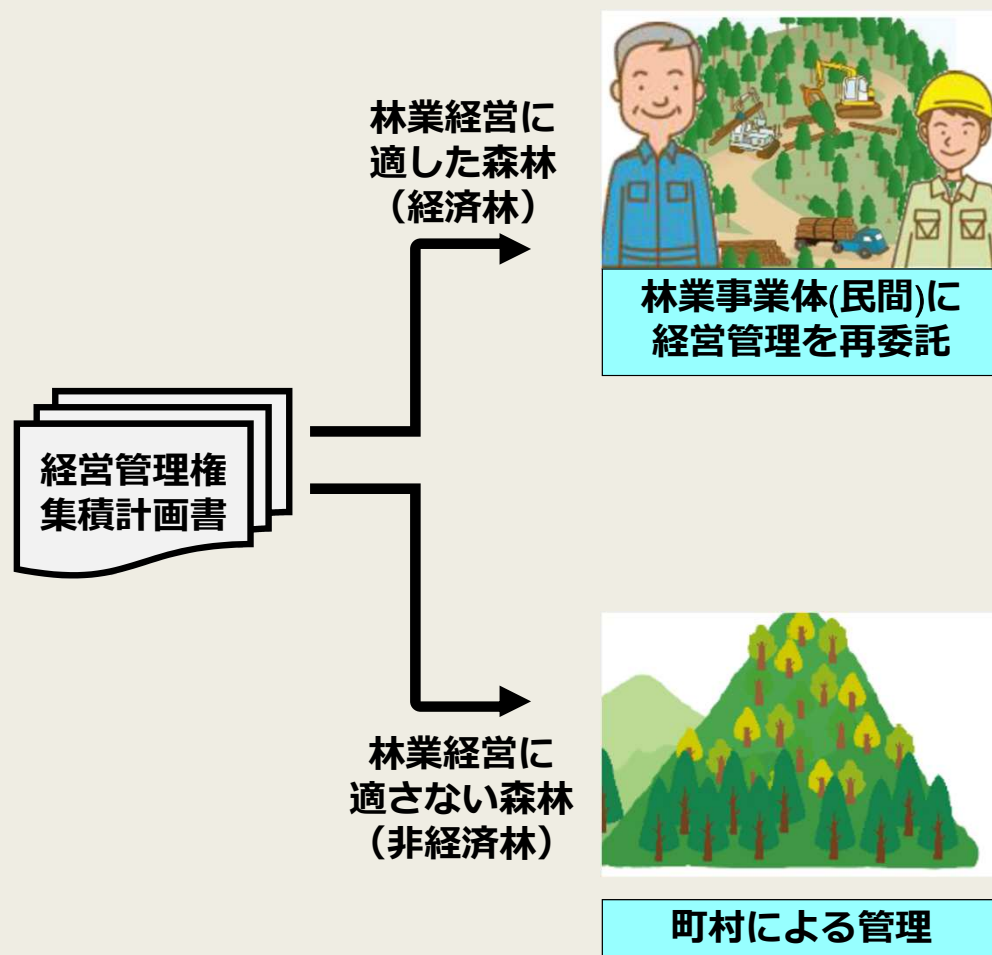
- ・ インターネット、広報
- ・ 窓口で縦覧

経営管理権設定

経営管理権集積計画書(写)の送付

受領

■ 経営管理権集積計画に基づく経営管理の方法



- ・ 県が公募し公表している意欲と能力ある林業事業体（民間）の中から適切な者を選定し、経営管理を再委託します。
- ・ 木材販売額から必要経費を差し引き、なお利益があった場合、森林所有者に金銭が支払われます。
- ・ 木材生産を目的とした経営管理を行うため、間伐等の実施のほか、計画期間内に伐期が来る場合は、主伐・再生林の計画をする場合があります。

- ・ 町村が経営管理を実施します。
- ・ 木材販売収入があった場合は経費に充当し、森林所有者には金銭は支払われません。
- ・ 森林の公益的機能の持続的な発揮を目的とした経営管理を行うため、間伐等の保育作業を主に実施します。

経営管理権集積計画の留意事項

- 1 経営管理を委ねていただいた後、「意欲と能力のある林業事業体（民間）」に経営管理を再委託する可能性があります。
- 2 林業事業体に再委託した森林（経済林）において木材販売があった場合、販売収益から立木伐採費、販売（運搬等）の経費及び保育等に要した経費を控除してなお利益がある場合は、林業事業体から金銭の支払いがあります。
- 3 町村自らが経営管理を行う森林（非経済林）について木材販売があった場合、間伐等の経費に充し、森林所有者への金銭の支払いは行いません。
- 4 経営管理権集積計画が定められた森林について、所在や面積が公表されます。
- 5 経営管理権集積計画に定められた経営管理を実施し、過失がなかったにも関わらず、当該森林について損害が発生した場合、町村及び木曽広域連合は責任を負いません。（自然災害等）
- 6 経営管理権集積計画を定めた森林について、新たな権利を設定、又は権利を移転する場合には、あらかじめ町村又は木曽広域連合に連絡してください。
- 7 経営管理権集積計画の作成のための測量、その他森林調査の実施のため、町村及び木曽広域連合の職員が所有森林に立ち入ることがあります。

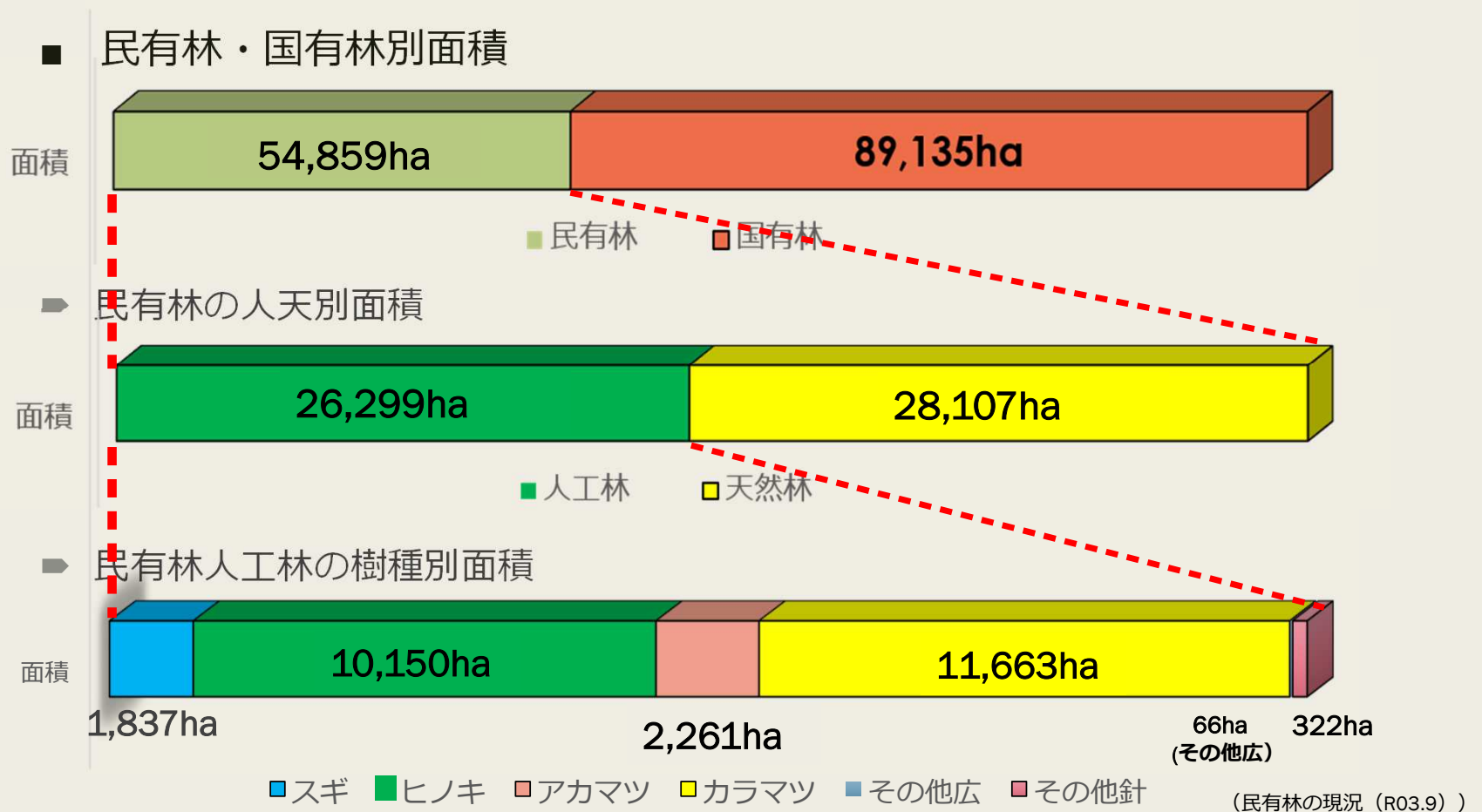
森林面積及び森林の蓄積

(単位 面積：ha)

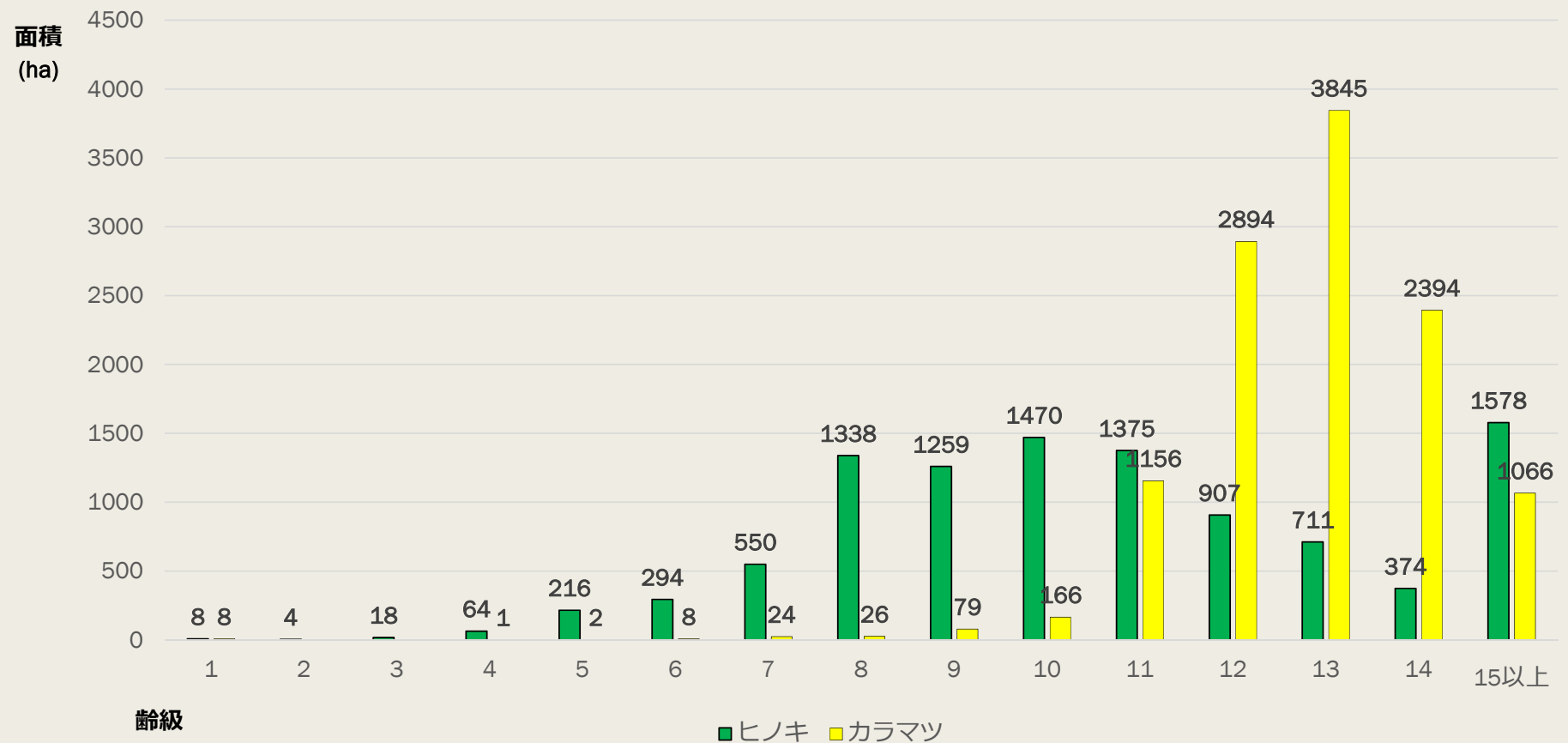
区 分	総面積	森林面積	森林率
木曽地域	154,617	144,047	93%
長野県	1,356,160	1,057,159	78%

※県総面積の約11%、県森林面積の約14%を占めている。

木曽地域の森林面積内訳



人工林 ヒノキ・カラマツ 齢級別面積



※齢級とは

一定の年齢の幅に林齢をまとめたものをいう。通常は5年毎にまとめる。
1齢級は1～5年生、2齢級は6～10年生をいう。

森林の機能

公益的機能



県土保全機能



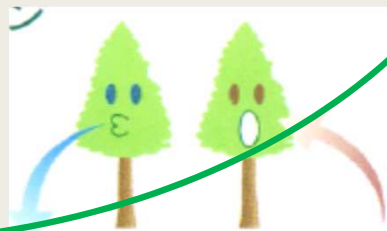
水源かん養機能



保健レクリエーション機能



快適環境保全機能



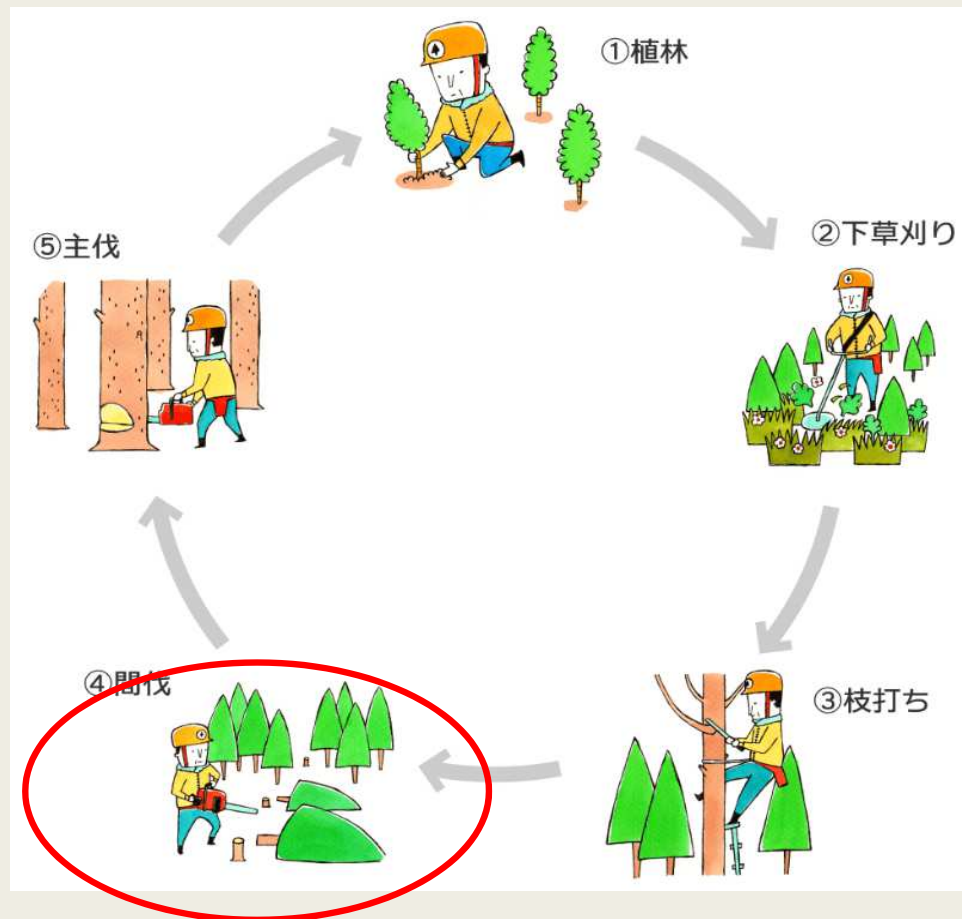
地球温暖化防止機能

多面的機能



木材生産機能

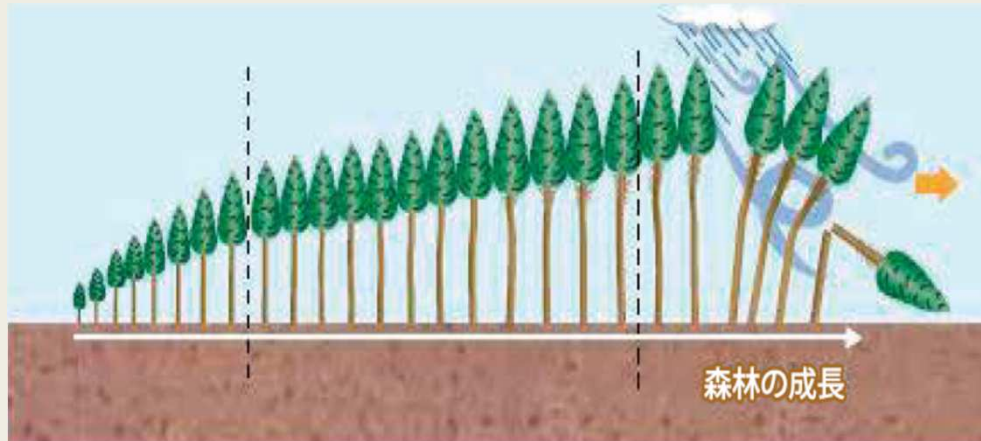
森林づくりのサイクル



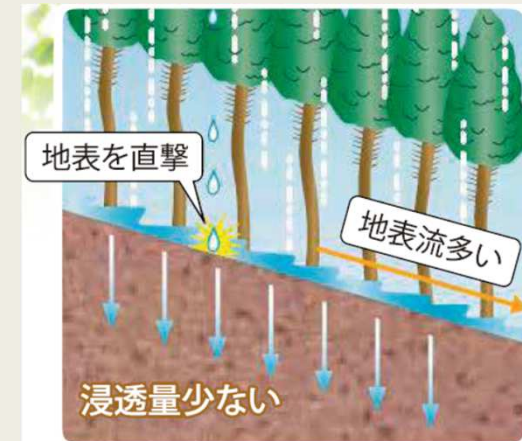
森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるために、森林づくりのサイクルを崩さず、適切な手入れを行うことが重要です。

間伐の必要性

間伐しないと...



1本1本が十分に日光を受けることができず、木は細長い形状となります。また、林内にも光が届かず、下草や灌木等が育ちにくくなります。



地表がむき出しのため、表土が流出しやすくなり、水源涵養機能も低下します。

間伐の必要性

整備された森林



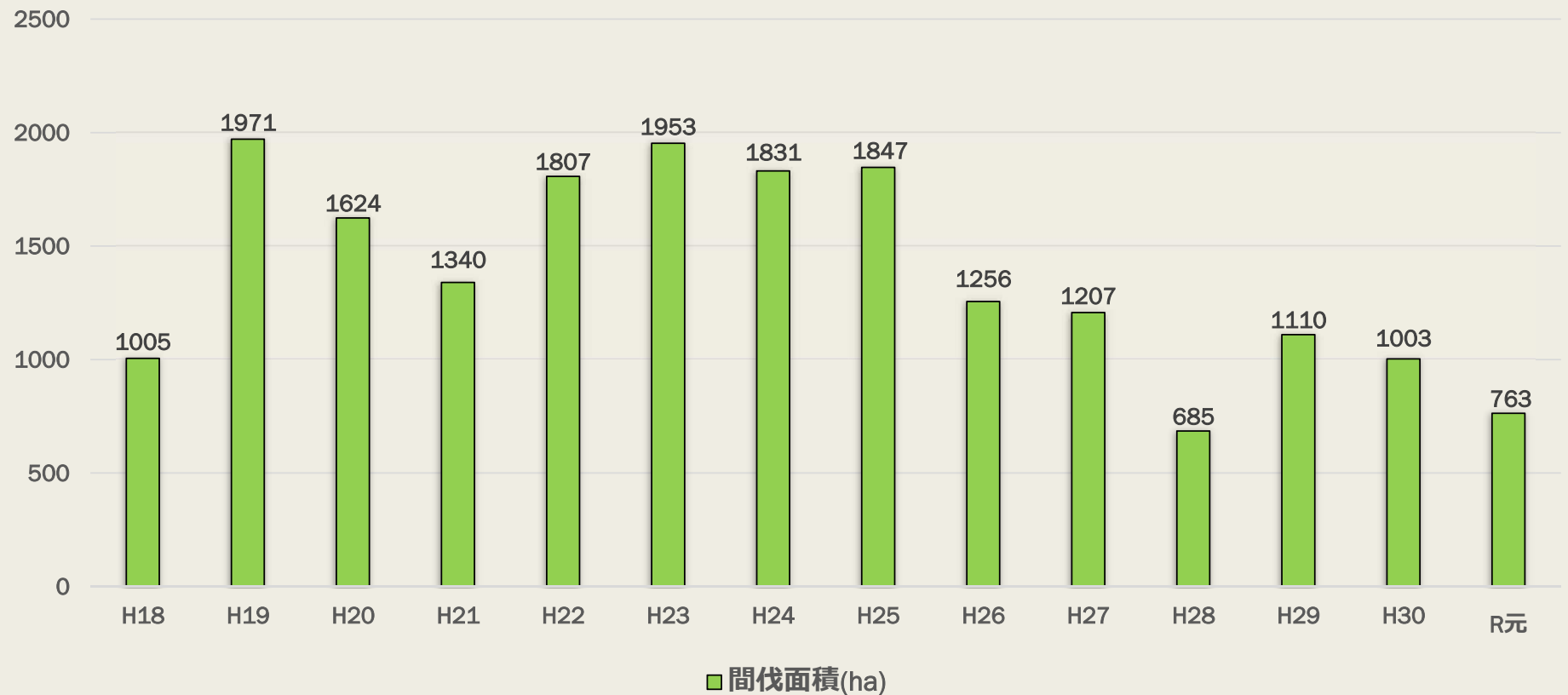
整備がされて、適度に太陽の光も入り
下層にも植生が確認できる。

整備されていない森林



整備がされておらず、立ち枯れや倒木
もあり、下層の植生は確認できず、表土
がむき出しになっている。

木曽地域の間伐面積の推移



(第13期木曽谷地域森林計画書、木曽地域振興局林務課提供資料)